平成２３年（フ）第４４８号
宮崎県児湯郡木城町大字椎木1740番地
債務者　後藤　絢子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　隆二
4　破産債権の届出期間　平成23年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月９日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３００号
神戸市垂水区星が丘３丁目６番18号
債務者　小島　眞樹
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦本　真希
4　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２６７号
広島市中区舟入川口町10番12号
債務者　高田　　学
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平谷　優子
4　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７２６号
名古屋市中川区澄池町19番７号
債務者　北本　裕詞
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿倉　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９７号
愛知県一宮市奥町字野越４番地　ＴＷＩＬＩＧＨＴ107号
債務者　下会所充憲
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細野　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７２号
北海道北見市南仲町３丁目７番７号　ロジングさいわいＣ館
債務者　柴山　照夫
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野呂　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第３８７号
前橋市田口町1205番地49　ハイツ渚202号
債務者　飯塚　君代
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舘山　史明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月８日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１１１号
佐賀県武雄市武雄町大字永島15433番地２
債務者　多々良勝之
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八谷　時彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２０６号
佐賀県伊万里市二里町大里乙870番地１
債務者　金子　信浩
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江越　正嘉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１１７号
熊本県八代市大村町746番地２
債務者　高橋　義男
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第８２３号
兵庫県芦屋市松浜町８番18―523号
債務者　塩山　直美
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４２６号
函館市富岡町２丁目45―18　ルミエール富岡401、住民票上の住所北海道苫小牧市柏木町５丁目２番１号
債務者　小野里ひとみ（旧姓名波）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４４７号
函館市宮前町31番２―223号
債務者　保川まき子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５１号
宮城県登米市迫町佐沼字内町43番地３　今野アパートＣ棟
債務者　**鯢**名　久美（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第５８号
大分県日田市大字羽田2139番地
債務者　髙倉　秀和
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第１６６３号
埼玉県久喜市栗橋東５丁目23番21号
債務者　大谷　睦義
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係